

香川県報



号外4

平成18年

3月31日（金曜日）

目次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

規則

- 香川県公報発行規則等の一部を改正する規則 （県民参画課、法務文書課）
- 香川県会計規則の一部を改正する規則 （会計課）

告示

- 香川県工事請負契約約款等の一部を改正する約款 （土木監理課）
- 香川県建設工事指名停止等措置要領の一部を改正する要領 （会 計 課）
- 香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱 （会 計 課）
- 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領の一部を改正する要領 （ 〃 〃 ）

議会告示

- 香川県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する規程
- 香川県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程

規則

香川県公報発行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第四十八号

香川県公報発行規則等の一部を改正する規則

（香川県公報発行規則の一部改正）

第一条 香川県公報発行規則（昭和三十六年香川県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条に次のただし書を加える。

ただし、告示、公告その他公表を要するものうち、法務文書課長が掲載する必要がないと認めるものは、この限りでない。

第四条に次の一項を加える。

2 告示、公告その他公表を要するものうち諸表、図面、別紙、別冊等で複雑又は県報への掲載が不適当なものについては、当該掲載を省略し、原本又はその写しを関係箇所に備え置いて縦覧に供することにより、当該掲載に代えることができる。

（香川県情報公開条例施行規則及び香川県個人情報保護条例施行規則の一部改正）

第二条 次に掲げる規則の規定中「香川県報に登載して」を「について」に改める。

一 香川県情報公開条例施行規則（平成十二年香川県規則第四百十八号）第十三条

二 香川県個人情報保護条例施行規則（平成十七年香川県規則第十四号）第二十六条

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

香川県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第四十九号

香川県会計規則の一部を改正する規則

香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第八号及び第四十条第一項第三号中「書籍、資料等の複写」を「行政資料等の複写及び出力」に改める。

第六十八条第一項第十五号中「公団等」を「独立行政法人等」に改め、同条第三項中「若しくは係長又はこれら」を「又はこれ」に改める。

第七十五条第十号及び第七十七条第十号中「公団等」を「独立行政法人等」に改める。

第七十五条第一号イ及び第二号イ中「公社及び公団」を「及び公社」に改める。

第一百五十三条第一項及び第六十一条第三項中「三・六パーセント」を「三・四パーセント」に改める。

別表第一第一号の表18の項から20の項までを次のように改める。

18 障害福祉相談所

19 精神保健福祉センター

20 川部みどり園

別表第一第二号の表中49の項及び50の項を削り、51の項を49の項とし、52の項から58の項までを二項ずつ繰り上げ、59の項を削り、60の項を57の項とし、61の項を58の項とし、62の項を削り、63の項を59の項とし、64の項から67の項までを四項ずつ繰り上げる。

別表第一第三号の表8の項を次のように改める。

8 高松西警察署

別表第二警察本部会計課の出納員の項中「手数料」の下に「並びに個人情報の開示に係る写しの作成及び交付に要する費用（以下「行政文書公開手数料等」という。）」を加える。

別表第三審査課の出納員の項中「、森林センター及び知的障害者相談所」を「及び森林センター」に、「所掌に係る行政文書の公開の手数料並びに個人情報の開示に係る写しの作成及び交付に要する費用（以下「行政文書公開手数料等」という。）並びに書籍、資料等の複写」を「行政文書公開手数料等並びに行政資料等の複写及び出力」に、「道路保全課」を「道路課」に改め、「公文書の公開の手数料」の下に「並びに個人情報の開示に係る写しの作成及び交付に要する費用」を加え、

| | |
|--------------------|----------------|
| 森林センターの収入 取扱員 | 森林センターの 納 |
| 知的障害者相談所の 収入取扱員 | 知的障害者相談 の収納 |

行政文書公開手数料等の収
所の行政文書公開手数料等

| | |
|------------------|--------------------|
| 森林センターの収入 取扱員 | 森林センターの行政文書公開 納 |
|------------------|--------------------|

手数料等の収

に改め、同表警察本部会計課の出納員の項中「所掌に係る行政文書の公開の手数料」を「行政文書公開手数料等」に改め、同表文書館の出納員の項中「書籍、資料等」を「行政資料等」に改める。

別表第四会計課の出納員の項中

| | |
|--------------------|-----------------------|
| 森林センターの物品 取扱員 | 森林センターの所掌に係る物 品取扱員 |
| 知的障害者相談所の 物品取扱員 | 知的障害者相談所の所掌に係 及び保管 |

品の出納及び
物品の出納

| | |
|------------------|---------------------------|
| 森林センターの物品 取扱員 | 森林センターの所掌に係る物品の出納及び 保管 |
|------------------|---------------------------|

に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

告 示

●香川県告示第三百八号

香川県工事請負契約約款等の一部を改正する約款を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀
香川県工事請負契約約款等の一部を改正する約款

次に掲げる約款の規定中「三・六パーセント」を「三・四パーセント」に改める。

一 香川県工事請負契約約款（平成九年香川県告示第二百五十六号）第三十五条第六項、第四十三条第二項及び第三項、第四十八条第三項並びに第五十一条

二 香川県土木設計業務等委託契約約款（平成十一年香川県告示第二百五十八号）第三十三条第六項、第四十条第二項及び第三項、第四十七条第一項及び第二項並びに第五十条

三 香川県建築設計業務等委託契約約款（平成十一年香川県告示第二百五十九号）第三十二条第六項、第三十九条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条

附則

1 この約款は、平成十八年四月一日から施行する。

2 改正後のそれぞれの約款の規定は、この約款の施行の日以後に締結した契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

●香川県告示第三百九号

香川県建設工事指名停止等措置要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県建設工事指名停止等措置要領の一部を改正する要領

香川県建設工事指名停止等措置要領（昭和五十九年香川県告示第四百五十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「（工事施行等審議会等の意見）」に改め、同条第一項中「知事は」の下に、「県内の事案で重要なものについて」を加え、「及び」を「若しくは」に、「並びに」を「又は」に、「工事施行審議会」を「工事施行等審議会」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「及び」を「又は」に改める。

別表第十号口中「の役員」の下に「（執行役員を含む。以下同じ。）」を加え、同表第十四号及び第十六号中「十五日」を「十八日」に改める。

附則

この要領は、平成十八年四月一日から施行する。

●香川県告示第三百十号

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱

香川県会計事務処理要綱（昭和六十年香川県告示第三百二十八号の四）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「、公団」を削り、同条第八号中「、五色台野外活動センター」を削り、同条第十九号中「別表第三号又は第四号」を「別表第一第三号又は第四号」に改め、同条第二十号中「別表第三号」を「別表第一第三号」に改め、同条第三十号を次のように改める。

三十 かがわ総合リハビリテーション成人支援施設及びかがわ総合リハビリテーション子ども支援施設の使用料

第六条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。

十二 計量検定所の検査用具の貸付料

第八条第十四号中「県民参画課、文書館及び図書館における書籍、資料等の複写」を「行政資料等の複写及び出力」に改める。

第二十条第一号の表需用費の項中「単価契約」の下に「又は年間契約その他これに類する契約」を加える。

附則

この要綱は、平成十八年四月一日から施行する。

●香川県告示第三百十一号

香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領の一部を改正する要領

香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成十一年香川県告示第七百八十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三の項口中「の役員」の下に「(執行役員を含む。以下同じ。)」を加え、同表第七の項及び第九の項中「十五日」を「十八日」に改める。

附 則

この要領は、平成十八年四月一日から施行する。

議会告示

●香川県議会告示第一号

香川県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

香川県議会議長 塚 本 修

香川県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する規程

香川県議会情報公開条例施行規程(平成十二年香川県議会告示第一号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「を香川県報に登載して」を「について」に改める。

附 則

この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

●香川県議会告示第二号

香川県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

香川県議会議長 塚 本 修

香川県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程

香川県個人情報保護条例施行規程(平成十七年香川県議会告示第二号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「を香川県報に登載して」を「について」に改める。

附 則

この規程は、平成十八年四月一日から施行する。